

役員候補者選考委員会 運営規則 (役員候補者選考方法等に関する規程)

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人 日本近代五種協会（以下「本協会」という。）定款第24条に基づく役員（理事及び監事）の選任にあたり、役員候補者を選考する諸手続きについて委員会運営に必要な事項を定める。

(委員会の実行事項)

第2条 本委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1) 本協会の役員（理事及び監事）候補者の選定に関すること。
- 2) 本協会の役員（理事及び監事）候補者について理事会を経て、総会に提出すること。
- 3) 独立した諮問機関として役員候補者選考に関して、総務委員会等の意見に対応すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長を置き、必要に応じて副委員長を置く。

2. 委員については、弁護士など各部門の有識者や経験を有する者を中心に6名程度選任し、2/3は外部の有識者等を配置する。また、女性委員を1名以上選任する。
3. 監事等を当該委員として選任する場合には、自らを役員（理事及び監事）候補者として決定する議決には参加することができない。
4. 委員については、必ずしも本協会の会員であることを要しない。

(委員会の設置及び任期)

第4条 役員候補者選考委員会は、本協会の役員を選任する理事会及び総会に先立ち総務委員会の招集をもって設置する。

2. 委員は、総務委員会で推薦された者を理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 委員の任期は、役員を選任する総会の終結の時までとする。

(会議)

第5条 委員会の議長は委員長が行う。

2. 委員会の議決は、出席者の2/3以上をもっておこなう。
但し、自筆書面による委任状はこれを有効とする。
3. 委員会の議決内容は、議事録により会長に報告され、理事会を経て総会に提出する。
4. その他、委員会の運営に関しては理事会の決議による。

(役員候補者の推薦等)

第6条 役員（理事及び監事）の員数は、定款の定めによる。

2. 各支部は、別紙1の「役員候補者推薦書」により、役員候補者を推薦し、それを受けた役員候補者選考委員会が役員候補者を選出するものとする。
3. 役員候補者の選出については、定款第27条（役員の任期及び理事の構成）及び定款運営規則第4条（役員の任期及び定年等、理事の構成）に則り、外部理事や女性理事を積極的に登用するなど本協会の理事構成を考慮し選考するものとする。
4. 定款第6章（役員）第27条（役員の任期）第4項の但し書き（例外措置）については、役員候補者選考委員会において当該役員の実績等に鑑み、適切に評価し、理事会及び総会に提出することとする。

(役員候補者選定の基準)

第7条 役員(理事)候補者として推薦を受けた者について、以下の各号のいずれかに該当すると判断されたものを選出する。

- (1) スポーツ団体の運営に精通している。
- (2) 強化育成に関する高い知識を有している。
- (3) アスリートとしての経験を有し、アスリートの視点で意見を述べることができる。
- (4) スポーツの歴史、オリンピズムに関する高い知識を有している。
- (5) スポーツ政策に関する高い知識を有している。
- (6) 国内外のスポーツ界の動向に精通している。
- (7) スポーツ医学及びアンチ・ドーピングに関する高い知識を有している。
- (8) コンプライアンス、ガバナンスに関する高い知識を有している。
- (9) 財務、法務、広報又はマーケティングに関する高い知識を有している。
- (10) 中長期の施策に関する企画・発想力及び推進力を有している。

第8条 この規則は、理事会の議決をもって改廃する。

付 則

- 1. この規則は、令和4年6月4日から施行する。
- 2. 令和5年3月4日一部訂正。